



教育委員会が新体制になりました

四万十町教育委員会の教育長と教育委員1名の任期満了に伴い、5月10日に開催された町議会臨時会で同意を得て、川上哲男氏が教育長に、また、宮崎正行氏が教育委員に任命されました。

教育長は平成27年の法改正により、従来の教育委員会委員長と教育長の役割を持つ新たな職となっていました。任期期間中は移行期間として認められていたもので、今回から議会の同意を得て町長が任命する常勤の特別職となります。

川上哲男氏の任期は、平成29年5月12日から平成32年5月11日までの3年間、宮崎正行氏の任期は、平成29年5月12日から平成33年5月11日までの4年間です。

なお、退任された谷脇健司前教育委員長には5年間にわたり教育行政にご尽力いただきました。



教育長
川上 哲男 (八千数)

▼新教育長のあいさつ

このたび、新制度のもと教育長に就任いたしました川上哲男です。引き続き四万十町の教育の充実、発展のため誠心誠意努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

教育委員会では、学校教育の充実、生涯学習の推進など「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念とし、「土台づくり」「つながり」を軸に、ふるさとを愛し、志を持った地域に貢献できる人材の育成や幼児から高齢者までの様々な活動の場づくりなどを推進していきます。

次代を担う子どもたちの夢と希望を大切にする教育のため、学校、家庭、地域、行政の連携と役割分担により、笑顔溢れる町づくりに向け全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご支援ご協力をよろしくお願い致します。

▼新教育委員の紹介

四万十町教育委員会は、教育長と4人の教育委員で組織することになりました。

今回新たに任命された委員を含め全委員をご紹介します。



なかや たてや
中屋 建八 (大正)
任期：平成30年5月11日まで



おかばやし まさこ
岡林 雅子 (下呉地)
任期：平成31年5月11日まで



おくむら かずし
大村 和志 (大井川)
任期：平成30年5月11日まで



みやざき まさゆき
宮崎 正行 (香月が丘)
任期：平成33年5月11日まで

▼新教育委員会制度について

平成27年4月の制度改正の主な内容は次のとおりです。

改正のポイント①

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置により、町長の任命責任や教育行政における第二義的な責任者が教育長であることが明確化されました。

改正のポイント②

町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より町民の意向を反映した教育行政を推進するため、「総合教育会議」を設置しています。

改正のポイント③

地方に対する国の関与が見直され、いじめによる自殺の防止など、緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることが明確化されています。これにより、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにしています。

（お問い合わせ先）
総務課
教育委員会事務局

☎22-3111
☎22-2594

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。で、住民登録をしている町役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は、窓口に備え付けてあります。

平成29年度の免除などの受付は、平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていたために未納期間を有している場合などは、一度、町役場の年金窓口または年金事務所へご相談ください。

今回の年金相談のお知らせ

日時 12月6日（水）
午前10時～午後3時

会場 役場 西庁舎 一階会議室

※年金相談は、予約が必要です。



（お問い合わせ先）

町民課 ☎22-3117

大正町民生課

☎27-0112

十和町民生課

☎28-5112

高知西年金事務所

☎088-875-1717

個人町・県民税の納税通知書を送ります

平成29年度の個人町・県民税納税通知書を6月14日（水）に発送します。

納期限	第1期	6月30日（金）
	第2期	8月31日（木）
	第3期	10月31日（火）
	第4期	12月25日（月）

所得証明の発行

平成29年度所得証明（平成28年中所得）は

個人町・県民税が給与天引きの方 ➡ 5月2日（火）から

個人で納付・年金天引きの方 ➡ 6月15日（木）から

発行できます。

納期限までに納付をお願いします。

※平成26年度から平成35年度の間、東日本大震災からの復興のために実施する

防災の財源確保のため、町・県民税均等割額に各500円が加算されます。

※給与天引きで納付の方は、5月中に勤務先へ送付しています。ご確認ください。

※昨年度から継続して年金天引きの方は、4月支給以降の年金から納付いただいています。

※非課税の方には納税通知書は送付されません。



（お問い合わせ先）税務課 ☎22-3116